

令和8年3月4日

分任契約担当官  
陸上自衛隊健軍駐屯地  
西部方面会計隊本部業務科長 原島 貴男

西部方面会計隊本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格以上の最高価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履 行)	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
8	回収資源売払 (別紙内訳書のとおり)	各地	8.4.1~9.3.31	8.3.4	8.3.10 1000まで	8.3.10 1000	無	単価決定 (予定総価による)
	以下余白							

- 4 内訳書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒862-0901  
熊本県熊本市東区東町1-1-1  
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班 (担当:鳥丸)  
TEL 096-368-5111 (内線 4682)  
FAX 096-368-3579

## 内訳書（予定数量）

区分 履行場所	アルミ缶	スチール缶	空き瓶	ペットボトル	運搬台数	備考
健軍駐屯地	3,600kg	400kg	1,000kg	5,000kg	50台	細部は仕様書のとおり
高遊原分屯地	500kg	500kg	500kg	500kg	12台	細部は仕様書のとおり
合計	4,100kg	900kg	1,500kg	5,500kg	62台	

# 仕 様 書 ①

## 1 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 2 実施場所

熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号 陸上自衛隊健軍駐屯地内  
付図「回収場所配置図」

## 3 概 要

健軍駐屯地から排出される資源（アルミ缶、スチール缶、空き瓶、ペットボトル）の回収

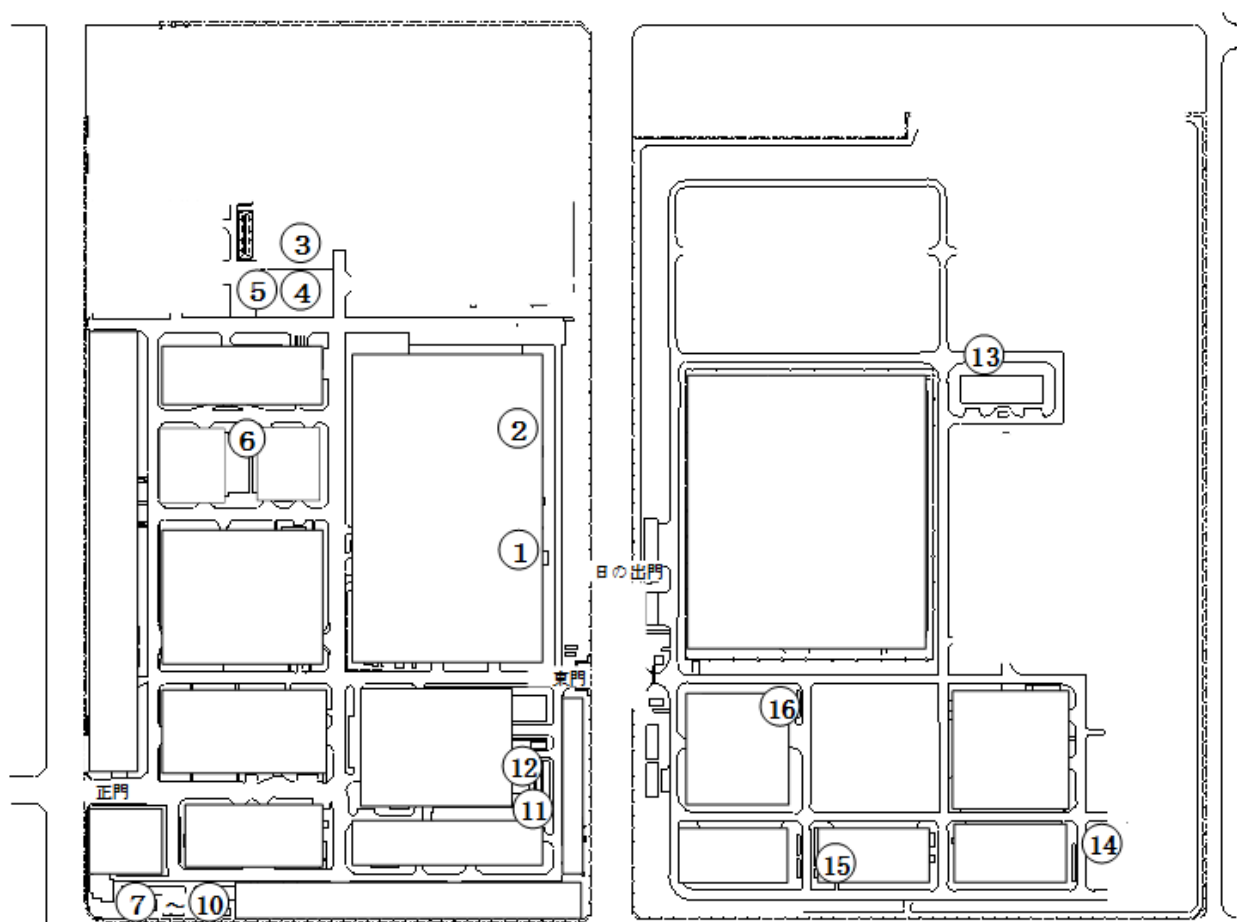
## 4 年間排出予定数量

区 分	予定数量
アルミ缶	3, 600kg
スチール缶	400kg
空き瓶	1, 000kg
ペットボトル	5, 000kg
運搬台数	50台（2t車の場合）

## 5 一般事項

- (1) 回収日・回収頻度は月4回、毎月第1、第3火曜日にアルミ缶、スチール缶、空き瓶、毎月第2、第4火曜日にペットボトルを基準とする。
- (2) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。  
※量が多く一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 請負者は、駐屯地への年間の入門に係る所要の手続きを行うこと。
- (7) 回収後は、計量票を回収月末までに速やかに提出すること。
- (8) 不明な事項は官側と調整の上、実施するものとする。

回 収 場 所 配 置 図



## 仕 様 書 ②

### 1 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 2 実施場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地  
付図「回収場所配置図」

### 3 概 要

高遊原分屯地から排出される資源（アルミ缶、スチール缶、空き瓶、ペットボトル）の回収

### 4 年間排出予定数量

区 分	予定数量
アルミ缶	500kg
スチール缶	500kg
空き瓶	500kg
ペットボトル	500kg
運搬台数	12台（2t車の場合）

### 5 一般事項

- (1) 回収日・回収頻度は月1回、毎月最終の平日を基準とする。
- (2) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。  
※量が多く一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 請負者は、駐屯地への年間の入門に係る所要の手続きを行うこと。
- (7) 回収後は、計量票を回収月末までに速やかに提出すること。
- (8) 不明な事項は官側と調整の上、実施するものとする。

回 収 場 所 配 置 図

